

# **大韓帝国末期における通俗教育・社会教育の導入と日本の影響**

**李 正 連**

名古屋大学大学院教育発達科学研究科 社会・生涯教育学研究室 社会教育研究年報 第24号

2010年3月 拠刷

# 大韓帝国末期における通俗教育・社会教育の導入と日本の影響

李 正連

## はじめに

筆者は、これまで韓国における社会教育の起源についての既存の定説に疑義を呈し、新たに発掘した史料に基づきながら、社会教育の導入時期及びその背景、日本との関係等を明らかにしてきた<sup>(1)</sup>。すなわち、従来の研究においては、韓国の社会教育は、植民地時代に朝鮮人を同化するために日本（朝鮮総督府）によって初めて導入されたといわれてきた。

しかし、筆者の研究によれば、実際は植民地統治が本格化する直前、いわゆる大韓帝国末期（1906～1910）<sup>(2)</sup>に通俗教育及び社会教育がすでに導入されていたことがわかる。より詳しくいえば、「日韓併合」の前に通俗教育は当時の学務局の業務となっており、社会教育は主に韓国の開化派知識人たちによってその必要性が語られていたことが、当時の行政資料及び開化派知識人たちによって組織された各種「学会」の機関誌においてそれぞれ確認することができる<sup>(3)</sup>。ところが、史料発掘の面においてはまだ十分ではなく、より幅広く、かつ緻密な考察が求められていた。

そこで、本研究では、行政資料及び学会の機関誌だけではなく、新聞や学会誌以外の雑誌などにも注目し、通俗教育及び社会教育に関する史料について再検討を行いたい。また、同時期の日本における教育及びアジア関係団体の機関誌、その他の一般雑誌等を検討し、韓国の通俗教育及び社会教育における日本からの影響についてもより考察を深めたい。

なお、本研究で検討した主な資料は、大韓帝国時代の『官報』及び各種「学会」の機関誌をはじめ、同時期の韓国政策資料及び教育関連史料（新聞及び雑誌等）を集めた『大韓帝国政策史資料集』I～IVと『韓国教育史料集成』I～IX（開化期篇）であり、さらに日本からの影響を検討するための資料としては『近代日本のアジア教育認識・資料篇一明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事一』第1～8巻（韓国の部）、『韓国併合史研究資料』等を中心に検討した。

## 1. 公立学校への就学忌避現象と通俗教育の登場

### （1）統監政治の開始と公立学校への就学忌避現象

韓国は、1904年8月の第1次「日韓協約」によって日本の顧問政治を受けるようになり、また1905年には第2次「日韓協約」によって統監政治を受けざるを得なくなった。すなわち、日本は1905年12月に「統監府」<sup>(4)</sup>の設置を公布し、1906年2月1日から統監府の業務を始めたのである。1907年7月の第3次「日韓協約」第5条には「韓国政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓国官吏ニ任命スルコト」という条項が盛り込まれ、韓国政府へ大量の日本人が送り込まれるようになった<sup>(5)</sup>。こうして韓国の教育は、完全に日本人によって掌握され始めたのである。

学部は1906年4月11日に学部官制を改正し、1906年8月27日には既存の「小学校令」

を「普通学校令」(勅令第44号)に改正・公布することをはじめとして、高等学校令および高等女学校令、師範学校令、外国语学校令、農林学校官制などを制定していった。このような法体制に対して学部は当時の現実状況に照らし、時宜に適合した措置であったというが、当時の行政資料<sup>(6)</sup>によれば、実際は韓国の教育を、主として普通教育に集中させ、その修業年限をも減らすことによって、韓国における植民地政策を達成するための法改正に過ぎないことがあったといえる。学部が以上の基本方針の下で、特に力を注いだ教育事業は「普通教育ノ普及ヲ図ル為メ」であったといえるが、それは当時の臨時学事拡張費539,300余万円のうち、410,773円が普通学校拡張に投資されたことからも推測できる<sup>(7)</sup>。

しかし、このような投資により、全国の重要都市に普通学校が設置されていたものの、当分の間は学生募集の段階で苦労した。その理由の一つは、まだ一般民衆は「新教育」を理解していないかった点であり、いま一つは日本人支配下にあった公立学校に対する不信感という問題であった。すなわち、「官学ニハ教科目ニ日語アリ教員ニ日本人アリ」また、「官公立学校ハ授業時間甚ダ僅少ナリ我等ノ子弟ハ遊戯ノ為ノ登校セシムルノ必要ナシ官公立学校ハ漢学ノ時間極メテ少シ是レ古來ノ國風ヲ蔑視スルモノナリ」等の理由から、官公立学校は韓国の「富強開発ニ不適當ナル教育」をしていると認識され、普通学校への入学を忌避する現象が起こるようになったのである<sup>(8)</sup>。

一方、統監政治の開始によって全国各地では武力的抗日闘争が起り、国権回復のための知識人による国民啓蒙運動の一環として、私立学校が急増するようになった。当時の大半の韓国民衆は、公立学校を避け、私立学校や書堂に通っていた。1908年に「私立学校令」が公布される前までは、私立学校の設置に対する政府の認可が不要であっただけではなく、報告の義務もなかったので、その設置は難しくなかったと思われる。併合後の朝鮮総督府の記録によると、統監府時代の「私立学校中ニハ朝鮮人ノ設立ニ係ルモノアリト雖其ノ多クハ外國宣教師ノ經營ニ係リ其ノ生徒数二十万ニ上リ遙ニ普通学校生徒数ニ超過」<sup>(9)</sup>しており、公立普通学校より私立学校の比重が相当大きかったのが推測できる。それ故、1908年に「私立学校令」を制定し、私立学校を統制しはじめ、さらに、学部は親をはじめとする一般民衆に対して「学徒父兄会」や「学校の成績品展覧会などを開催するなど、就学啓励策を取るようになった。

## (2) 通俗教育の導入とその目的

韓国の社会教育学界では、「通俗教育」は日本の社会教育の前身としてしか認識されておらず、「通俗教育」が韓国の近代教育史の中に存在していたことについては、いまだに注目されていないのが現状である。ところが、筆者のこれまでの研究によれば、大韓帝国末期における学務局の業務には「通俗教育に関する事項」が確かに存在していた。これは韓国における「社会教育」の導入が植民地時代ではなく、大韓帝国末期に行われた可能性を示唆する史実発見の重要な端緒にもなるものとして注目すべき点である。なぜなら、通俗教育が導入されたとみられる大韓帝国末期にあたる当時の日本では、通俗教育以外に、社会教育概念も存在しており、その社会教育概念が韓国に導入された可能性もあるからである。

韓国の教育行政の文書に「通俗教育」という用語が初めて出現したのは、1907年12月13日の学務局業務の改正時である。1894年の「甲午改革」<sup>(10)</sup>以後、韓国には近代教育制度が成立し、従来学事を管掌してきた「礼曹」が廃止され、「学務衙門」(後、学部)が

置かれるようになった。1895年3月25日には、勅令第46号で学部官制が定められ、学部に学務局と編集局が新設されるが、その時から1906年までの学務局の業務をみると、①小学校および学齢児童の就学に関する事項、②師範学校に関する事項、③中学校に関する事項、④外国語学校・専門学校・技芸学校に関する事項、⑤外国留学生に関する事項等で、まだ通俗教育に関する言及はみられない。ところが、この学務局の業務は1907年12月13日に改正され、次のように学務局の管掌事務の中に、実業教育や教員検定、学校衛生などの事項とともに、通俗教育が登場するようになる。

#### 勅令第54号

##### 学部官制

第1条 学部大臣は教育学芸に関する事務を管理する。

第2条 大臣官房では各部官制通則に掲げた者の外に教育上の褒賞に関する事務を掌る。

第3条 学部に左（下に引用者）のように2局を設置する。

##### 学務局

##### 編輯局

第4条 学務局では左のような事務を掌る。

1. 師範教育に関する事項

2. 普通教育および幼稚園に関する事項

3. 実業教育および専門教育に関する事項

4. 各種学校に関する事項

5. 教員検定と許状に関する事項

6. 通俗教育と教育会に関する事項

7. 学校衛生と学校建築に関する事項

8. 外国留学生に関する事項

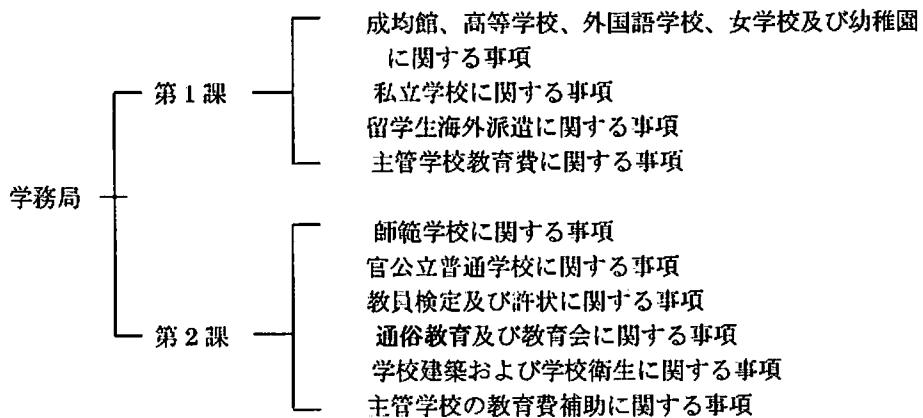
9. 教育費補助に関する事項

第5条 編輯局では左のような事務を掌る。（以下、省略）<sup>(11)</sup>（傍点、引用者）

その後、学務局の業務は、1908年1月に改正され、第1課と第2課に分かれ、通俗教育は第2課の業務となるが、まもなく再改正され、1909年1月1日からは、通俗教育が第1課の業務となる。筆者はこれまでの研究において、1909年1月1日に学務局に第1課と第2課が設けられ、通俗教育は第1課で管掌したと述べてきたが、新たに発掘した資料によれば、それより早い1908年1月に学務局の下に第1課と第2課が設けられ、通俗教育は第2課で管掌されていたことがわかる。（図1、図2を参照）

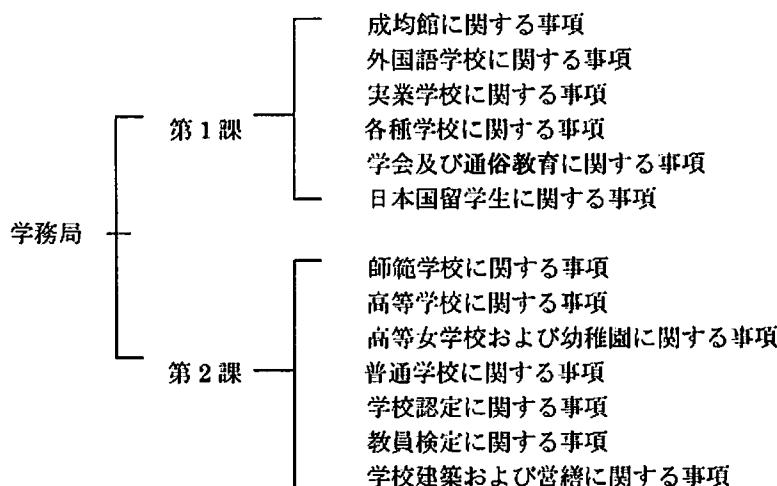
しかし、上記の「通俗教育に関する事項」に関して、当時いかなる行政施策が展開されたのかを直接確認することができる行政史料がいまだ発見されておらず、制度としての通俗教育の性格を明確にすることはできない。ところが、通俗教育が学務局の業務事項として登場した時期は、日本が韓国に統監府を設置し、内政干渉を始めた時期でもあり、日本からの影響の可能性を看過することはできない。なお、日本の影響があるとすれば、日本

の通俗教育を検討することで、韓国の通俗教育の内実を予測することができよう。



〈図1〉 1908年の学務局組織

出典：内閣法制局官報課『官報』1908年1月28日。



〈図2〉 1909～1910年の学務局組織

出典：内閣法制局官報課『官報』1909年1月4日。

日本においても、1921年までには「通俗教育」が行政用語として使用されていた。しかし、「通俗教育」概念はその曖昧性が当初から非難されるほど多様であった。また、制度としての通俗教育に関してみても、1886年2月に制定された政府各省の官制の中で、文部省の学務局第3課の所管事項として師範学校、小学校、幼稚園とともに「通俗教育」が存在していたことが明白であるが、その後、明治末年まで通俗教育に関する施策および政府の発言がほとんどなかったようである<sup>(1)(2)</sup>。それは、文部省が学務局第3課に「通俗教育ニ係ル事」という通俗教育の業務を設置して以後、約20年間、図書館や博物館行政を別

途に取り扱っていたことをみれば<sup>(13)</sup>、制度としての通俗教育はほぼ空白状態に置かれていたともいうことができよう。ところが、制度上の通俗教育は空白状態であったといえども、現実においては通俗教育講話会・通俗教育会等の通俗教育活動が、教師が主導する教育会を中心に展開されていた。その通俗教育活動の最も重要な任務は成人に教育の概念を理解させ、なるべく多くの児童・青年を国民教育の中に誘引することであった<sup>(14)</sup>。付け加えれば、学務局第3課に通俗教育に関する事項が所管事務として定められた1886年頃は、初代文部大臣の森有礼が強力な天皇制国家体制を確立するために従来の「教育令」を廃止し、各級学校別に分け制定した「学校令」を公布し、国民教育のための学校教育体制を構築しようとした時期である。

しかし、国民教育のための最も基礎的な段階である小学校の就学率の低調は成人、とりわけ父母の無知と教育に対する理解の不足にあるという認識が出始めた。その代表的な例が、1879年頃から教育行政と教育会の組織化に関与してきた庵地保が、普通教育の必要があります切迫した状況を「俗談平話を旨とし以て」「民間の父兄に便にす」ために1885年に刊行した『通俗教育論』である<sup>(15)</sup>。その著書によると、当時に行われていた通俗教育講話会は、父母をはじめ、一般成人、それも主として「下流」人民を対象に教育についてわかりやすく話し合う会であったことがわかる。同書には、吉村寅太郎が書いた序文が載せられているが、その中の「行文平易引証的にして下流の人と雖も解し得るもの甚た少なきに似たり若し果して能く此書の通俗に行はるゝに至らは全国一般に普通教育の大切なることを知り皆競ふて子女を小学校に入學せしめ」るに至るであろうと述べている一文からも通俗教育講話会の性格がうかがえる<sup>(16)</sup>。つまり、当時の通俗教育の最も重要な任務は、学校教育、とくに義務教育を補完することであったことができよう<sup>(17)</sup>。

日本において通俗教育が学校教育の補完に力を注ぐようになったのは1886年頃から1897年頃までであり、その後から1911年に至るまでには、民衆のあいだに多様な社会教育組織、例えば、青年会、夜学会などが生まれ、それらに対する指導・育成に着目するようになったといわれている。このような通俗教育行政政策はより一層本格化して日露戦争以後からは文部省だけではなく、内務省、農商務省、さらには陸軍省まで関与し始め、その対象においても青年にとどまらず、労働者、農民、婦人等の国民一般に広がっていったのである<sup>(18)</sup>。

このように、明治20年代における日本の通俗教育には「学校教育の普及」という特徴がみられるが、第1節で検討したように、大韓帝国末期、いわゆる統監府時代にも日本と同じく学芸会や通俗講談会、父兄会などを開き、新教育に対する理解や向学心を高め、就学を促そうとしていた。実際、当時の学部は「学芸会、成績品展覧会若ハ父兄母姉会、通俗講談会等ヲ開催シテ新教育ノ真価ヲ示シ地方ノ善良ナル向学心ヲ誘致シ、其他学校関係者並有志父兄ト往来シテ意思ノ疎通ヲ図リ地方民心ノ啓發善導ニ力ムルコト」<sup>(19)</sup>を「普通学校教養ニ關スル施設綱要」の一つとして出していた<sup>(20)</sup>。

韓国人の公立普通学校への入学忌避現象に対して、学部では新教育に対する韓国人の理解が不足であると分析していた。すなわち、学部は当時の公立普通学校への入学忌避現象を新教育に対する誤解とし、その具体的な事項として「公立学校に対する誤解」、「日本人教師に対する誤解」、「日本語に対する誤解」等を取り上げ<sup>(21)</sup>、これらの誤解によって学生募集が困難であったとして、次のように記述している。

以上各種ノ誤解ハ、諸政維新ノ際固ヨリ免レサル所而シテ日韓今日ノ関係ヲ喜ハサル一般人民ガ新教育ノ真意ヲ解セズ韓國ノ富強開発ノ為メニ如何ナル教育ヲ施スベキカヲ知ラサルノ愚ヤ真ニ憚ムニ堪ヘタリト謂フベシ此等ノ誤解ノ為ノ地方公立普通学校ニ在リテハ学徒ノ募集上著シク困難ヲ生ジ書籍器具ヲ給与シ授業料ヲ徵収セサルニ拘ラズ中流以上ノ子弟ハ容易ニ入学セスシテ却テ設備不完全ニシテ授業料ヲ要スル学校ニ好ンテ入学シ各教監ハアラユル方法手段ヲ尽シテ勧誘ヲ試ミルモ予期ノ学徒ヲ得ルニ難ク偶々募集シ得タルモノハ概シテ中流以下ノ子弟ナリキ<sup>(22)</sup>

つまり、公立学校に対するこうした韓国人の入学忌避現象を防ぐために、学部では授業料の無料化と教材配布を提示してまで学生を募集するなど、学生募集に非常な苦労を経験した。このような現象は、1908年5月に学部次官である依孫一が、普通学校に配属される新任の日本人教監に対して、「諸君ノ最モ困難ヲ感ズルモノハ学徒ノ募集ナリ」と訓示しており、また同年7月の会議でも「各地ニ於テ斎シク最困難ヲ感ゼラレルノハ学徒募集ノ事デアル」と述べている<sup>(23)</sup>ことからもわかる。このような学校経営の苦心を減らすために、当時の日本人教監は「自ラ進シテ入学シ来ル者ハ甚少シ從テ募集上困難セリ…警察力ヲ籍リテ強制的ニ募集」とか、「郡守ニ依頼シテ強制的ニ募集」、あるいは「郡守ト謀リ各面ニ五人宛ノ学徒ヲ入学セシムベキ義務ヲ負ハシメタリ」と当時の状況を報告している<sup>(24)</sup>。

しかし、このような地方官僚や教員を動員した強制的な入学強要は、結局「中流以上ノ家庭ハ殆ンド其子弟ヲ入学セシメズ、地方官憲ガ上部ノ指揮ニヨリ入学ヲ勧誘シタル結果一時止ムヲ得ズ入学スルモ忽チ辞柄ヲ設ケテ退学シ、中流以下ノ子弟ノミ官憲ノ勧誘ニヨリ在学スル等ノ事由ニヨリ普通学校ハ貧民学校ナリトノ惡評ヲ受ケタル」<sup>(25)</sup>状況に至らせた。それ故、学部では、公立普通学校教員にして公立学校の真価と新教育の意味を、一般民衆、特に地方有志および親に知らせるように、教化活動を指示するようになった。次は1910年に、学部が学校経営に苦心する各普通学校教員を対象に出した民衆教化の方法に該当する部分である。

各普通学校ニ対シ一人ノ日本人教員ヲ派遣シテ学校ノ主腦トナシ經營ノ衝ニ当タラシムルヤ或ハ日本人ヲ嫌惡シテ其ノ教授ヲ厭ヒ或ハ新教育ノ教科目ヲ好マザル等地方人民（韓国人—引用者）ヲシテ新教育ノ何タルヲ解セシムルニ就イテハ到底学校内ノ教授訓練ヲ以テ足レリトセズ進シテ地方父兄有志ノ訓練ヲ為サザル可ラズ是最モ日本人教師ノ苦心スル所ニシテ以下頂ヲ分ケテ是ヲ概説スベシ

- 一、面長会、有志会、有志訪問
- 二、父兄会、母姉会、家庭訪問
- 三、教授訓練ノ練習会
- 四、学芸会、展覧会
- 五、農園、学校園及ビ学校林<sup>(26)</sup>

生徒募集のため的一般民衆、とくに親に対する教化は、依学部次官が、「生徒募集に就ては、……一般普通学校に在ては志願者を得ること頗る難く初年度に於て一学級五十人の学徒を得んとせしすら尚其員を充たす能はざる所ありき、蓋し地方の民人未だ新教育の何たるを解せず唯教授時間の短くして而かも漢文に多くの時間を与へざるを難し、又新教科目の価値如何を疑ひ……其子弟の入学を躊躇する者今尚尠からざるは誠に遺憾とする所なり、是に就ては一面には地方官をして戒諭勧告を怠らざらしめ、一面に於ては学校職員をして内教育の成績を挙げしめ、外奨励会幻灯会等を利用して耳聞目睹の間知らず識らず父兄の迷誤を解くの手段を取る等其の苦心は尋常にあらざるなり」<sup>(27)</sup>と述べていることからもうかがわれる。実際、官立梅洞普通学校では、1909年12月17日の午前10時に「学徒父兄会」を開催し、父兄や来賓が約200人近く集まつたが、その場において、「校長及び教監、一般職員が、生徒教育は学校と家庭が心を合わせて誠実、服従、清潔、勤労、規律等の規則を遵守することが必要である」<sup>(28)</sup>と述べており、稷山郡では、1909年2月27日、郡守池喜烈氏の主催で学父兄会を私立經緯普通学校内において開き、「郡守以下学校任員諸氏が教育の必要を懇意に説明した後、理化学機械で実地試験を一々観覧させ、学父兄諸氏が教育の真理を大きく覚えて校費を補充するために捐金をしたところ、七十余圓に達した」<sup>(29)</sup>のである。また、官立於義洞普通学校や美洞公立普通学校、貞洞公立普通学校等では、学徒と父兄、その他の一般人に対し成績品展覧会を開設していた<sup>(30)</sup>。

以上のように、大韓帝国末期、学部では公立普通学校への就学率を高めるために、初期には警察や郡守の援助を得て強制的な方法を使用していたが、次第に「父兄有志ヲ訪問シテ学校ノ状況ヲ語リ或ハ彼等ヲ誘致シテ教授ノ実際ヲ観覧セシメ時々家庭ヲ訪ネテ学校トノ連絡ヲ図リ誤解者ニ対シテハ之ヲ弁明シ不明者ニ対シテハ之ヲ説明」<sup>(31)</sup>するなどの方法で、生徒募集に努めていったのである。このような就学勧誘のための親および地方有志に対する教化活動は、1880年代後半から日清戦争直後までに日本における通俗教育が学校教育の普及のために行われた活動と非常に類似しているといえる。

## 2. 国権守護のための教育普及と社会教育

冒頭でも述べたように、筆者はこれまで韓国における社会教育の導入時期及びその導入主体、そして導入目的などを、主に大韓帝国末期の各種「学会」が発行していた機関誌を中心に分析し、明らかにしてきた。ここでいう「学会」とは、大韓帝国末期に国権回復運動の一環として開化知識人たちによって創立された愛国啓蒙団体であり、その中でも、主として教育・修養の性格をもつ団体を意味するが、同時に政治的な性格をももっているものとして、今日の学術的性格の強い「学会」とは多少異なるものである。1904年9月に「国民教育会」が学会として初めて組織された後、第2次「日韓協約」の締結以後からは雨後の筈のように学会が組織され<sup>(32)</sup>、1908年8月「学会令」が公布されるまで全国的に30以上の学会が成立された<sup>(33)</sup>。学会には全国規模をはじめ、各地方を中心で活動する学会、そして在日韓国人留学生たちが組織した学会等がある。このような「学会」ではそれぞれ機関誌を毎月発行して近代文明や知識を普及しようとし、国民啓蒙のための講演会と討論会も度々開催した。また、国を守ることのできる道は教育だけであるという認識をもっており、「学会」の附属機関として私立学校を設立し、教育活動を展開していた。

これらの学会では、学務局が「通俗教育」を使っていたのに対し、「社会教育」という概念や用語を多く使っていた。その代表的なものとして、大韓自強会の機関誌『大韓自強会月報』に同会の日本人顧問であった大垣丈夫の「教育の効果」(1906.7)という演説(同演説は、1906年5月24日の『皇城新聞』にも掲載されていた。)や在日韓国人留学生が組織した太極学会の『太極學報』に掲載された蔡奎丙の「社会教育」(1906.8)という論文、李膺鍾の「学典」(『畿湖興学会月報』第10号、1909.5)、金壽哲による訳文「家庭教育法」(『太極學報』第16号、1907.12)、松南「因海山朴先生旧就新論 告我儒林同志」(『西北学会月報』第18号、1909.12)、春夢子「国民의普通知識」(『西北学会月報』第18号、1909.12)等々が挙げられる。

これらの論文では、社会教育が学校教育と家庭教育に分類されない第3の教育領域としてとらえられており、その際、社会教育は、学校教育とともに国権擁護のための民衆啓蒙、すなわち「国民」教育の一手段としてとらえられたということができる。その中でも、韓国では「社会教育」という言葉が題目に用いられた初の論文ともいえる蔡奎丙の「社会教育」によれば、社会教育は、教育基盤が整っていない韓国においてこそ「無学の同胞兄弟を啓発」し、「自国の目的に適合した人物を養成」するために必要なことであり、その教育の主体は、政治家、軍人、法律家、文学家、実業家等のような「先進」、すなわち彼等自身のような開化派知識層・指導層であった。つまり、当時の開化派知識人は国権回復を目的とした愛国主義、国家精神を強調する教育を行ってきたが、このような傾向は、学校教育においてだけではなく、社会教育においても同様であったことがわかる。とくに、学校教育があまり普及していなかった当時、短期間で多くの民衆を教育する必要性が社会教育への注目へとつながったのではないかと思われる<sup>(34)</sup>。

しかし、筆者はこれまでの研究において主として学会の機関誌を中心に考察しており、当時の社会教育の全貌を明らかにするには限界を有していた。そこで、本研究では、その検討対象を広げ、同時期の新聞及び雑誌を考察し、学会の機関誌及び官報などの政策資料についても再検討を行った。その結果、大韓帝国末期の官報や政策史料においては「社会教育」に関する言及はみあたらず、また雑誌においても管見の限り皆無である。それに対して、『皇城新聞』や『大韓毎日申報』、『萬歳報』<sup>(35)</sup>等の当時の代表的な新聞にはその数は少ないが、「社会教育」に関する記事が掲載されている。その内容は、次の通りである。

まず、これらの新聞においても、社会教育は学会の機関誌と同様、家庭教育と学校教育に分類されない第3の教育領域としてとらえられており、大半の記事はその教育分類法を述べる部分において社会教育が登場するものであった。例えば、『皇城新聞』の「教育には三種あるが、家庭教育、学校教育、社会教育がそれである。」<sup>(36)</sup>や「天下邦國が無教育則不可富強であり、世間男女が非教育則不得開明は係是東西球現象實驗而教育之道有三である。第一に家庭教育、第二に学校教育、第三に社会教育である。」<sup>(37)</sup>、「教育の終始は家庭教育と学校教育と社会教育があるが、家庭教育が根本的教育である。」<sup>(38)</sup>、「家庭教育の根本がなく、学校教育と社会教育が扞絶難入の患があることを逃れないので、是は早婚の弊害によって国民の教育が墜落するのである。」等が挙げられる。『大韓毎日申報』や『萬歳報』においても同様の分類法がみられる<sup>(39)</sup>。ただ、1906年8月1日付の『大韓毎日申報』に掲載された「養閭義塾演説」という記事においては、「大低教育には胎教と家庭教育と学校教育と社会教育の四種がある。」とし、胎教までを入れて、教育を4つに分類して

いる。同演説は、「女子教育会演説」というタイトルで翌日の『萬歳報』に掲載されている。

記事の中には、社会教育の必要性が語られている記事が多少みられるが、その主な理由は、学会のそれと同じく、国権守護のための国民啓蒙にあったと思われる。それは、次の「根本的教育」という記事において確認することができる。

教育の終始は家庭教育と学校教育と社会教育があるが、家庭教育が根本的教育である。愛國精神を家庭から培養しなければその思想の緊密堅固さが天性の自然を成すことができない。我が韓國の伝來風教から観れば、一般父兄がその子弟に対して、國民として待遇し、國民として指導することはないので、天然的愛國思想が豊かになることを希望することはできない。・・・家庭の中で國民性質を養成した後に、学校教育と社會教育を興せば、堅固たる國家思想ができ、完全なる國民資格を成すであろう。此を根本的教育というのである。<sup>(40)</sup>

普成専門学校（現在、高麗大学）が発刊していた『法制学界』においても、「国家は無形であるため、民衆を得てその形を成し始め、民衆は実に国家を構成する分子である。民衆を外して国家という者が存在しないが故に、民衆の進歩は国家の進歩であり、国家を進歩させたい者は必ずその民衆を進歩させなければならない。是が、文明諸国が教育の一事を干与し、あるいは法を設けて奨励監督し、あるいは学校、博物館、図書館等を自ら設立して國民を誘導扶助し、國運を永遠に維持させようとする所以である。」<sup>(41)</sup>とし、社会教育という言葉は使ってないものの、国家のための民衆教育の必要性を主張する中で、学校をはじめ、博物館や図書館等の設立を強調している。また、『大韓毎日申報』でも「他国人と適することができないため、國民を教育する者が個々上等知識は興せなくとも、普通知識は興せなければならず、國民としての責任を有した者が個々上等知識は修められなくても、普通知識は修めなければならない。・・・まず國民同胞と共に方針を講究して、通俗教育即ち普通知識の啓導に熱心にならなければならない。」<sup>(42)</sup>と、國民に対する普通知識の普及を力説している。ここで注目できる点は、「通俗教育」という言葉を使っている点であるが、その意味をみると、必ずしも学校教育と相対する概念としてではなく、「上等知識」に対する「普通知識」、つまり普通教育といえる。

『大韓毎日申報』の記事をみると、「社会教育」がより多く使われており、その意味は学会や他の新聞と同様、学校教育及び家庭教育と並ぶ教育領域としてとらえられている。例えば、「我が韓國は古今の異を知らず、新教育が発達しなかったのである。しかし、今でも青年の教育を汲々とすれば、優勝を圖り、幸福を期することができる。しかし、青年教育は大変難しいものである。大凡教育は、家庭の教育を善受してから、学校教育を善受し、学校教育を善受した後に社会教育を善受する。」<sup>(43)</sup>や「現今韓國は新教育を要する時代が到来して新教育制を要するが…（中略）教育とは、いわゆる社会教育、学校教育、家庭教育、普通、専門、実業、精神等という分類によって…（略）」<sup>(44)</sup>等が挙げられる。

当時、社会教育は、女性教育においてもその重要性が論じられていたことがわかる。『皇城新聞』の女子教育会に関する次のような記事は注目できよう。「再昨日女子教育会で討論会を開いて婦人の衣服も浅色より深色が可であるという問題で可否、すなわち討論を畢した後來会からは討論会を継続して賛務員の中から委員を決め、交際新論及び家庭雑誌等書

冊講論し、新知識の有益な言論を広めることを決定したという。女子教育会はこれより眞に社会教育の受益を期日可待だそうである。」<sup>(45)</sup>。また、婦人たちが教育に対する意見を述べている記事の中で、「我々皆には家庭教育もなく、学校教育もないので、社会教育を受けなければならないのではないでしようか。女子教育会に参加しましょう。<七婦人>」<sup>(46)</sup>という部分も注目に値する。

大韓自強会の日本人顧問であった大垣丈夫が、「教育の効果」という演説において、「教育には家庭教育と学校教育と社会教育の区別があり、社会教育の中にも数種の分類があるが、すなわち、新聞を読んで内外の形勢を知り、世事の善惡を知ることがその一であり、演説を聞いて政治の得失を知り、事物の是非を知ることがその二であり、図書館の内外書籍を播読して古今成敗興亡の由来を知り、内外先哲の所説を覚えることがその三である」<sup>(47)</sup>と述べ、社会教育の主な教育手段として新聞、演説、図書館などを挙げていたが、新聞の社会教育としての機能については、『大韓毎日申報』においてもみられる。すなわち、「平安北府寧邊居前議官金鼎濟氏は数年前から学校を設立し、一般青年教育に熱心である。また社会教育が今日急務であるとし、新聞購覧で逢人輒説する。尤庵ソン先生が嘗て衣服冠巾を売ってでも朱子語類を購入して読まざるを得ないといわれたが、余は朝夕飲食が全くできなくても新聞紙を購入して読まざるを得ないと常に謂いながら、孜孜勤勉することによって、本新聞を請求する有志が日増しに増加する。」<sup>(48)</sup>。

以上のように、大韓帝国末期には、学会の機関誌だけではなく、当時の新聞においても社会教育に関する言説が多くみられていたことがわかる。次の〈表 1〉は、大韓帝国末期(1906~1910)の雑誌及び新聞において社会教育及び通俗教育という用語が使われていた論文や記事等を整理したものである。これまでの筆者の研究と今回の追加資料に基づいてまとめれば、「社会教育」は、近代国家形成に必要な構成員の「国民」を形成していく過程において、学校教育との関係の中で創られた概念であると思われる。このような社会教育概念は、国権喪失の危機に置かれていた大韓帝国末期の開化派知識人によって韓国に導入され、民衆に対する教育および啓蒙のための教育概念として強調されたといえよう。

〈表 1〉 大韓帝国末期(1906~1910)の雑誌及び新聞における社会教育に関する記載年表

時期	著者・論文・記事	収録雑誌・新聞
1906年5月24日	大垣丈夫「教育의 効果」	『皇城新聞』
1906年5月30日	「社会教育熱心」	『大韓毎日申報』
1906年7月	大垣丈夫「教育의 効果」	『大韓自強会月報』第1号
1906年7月	鄭雲復「家庭教育」	『大韓自強会月報』第1号
1906年8月	蔡奎丙「社会教育」	『太極學報』第1号
1906年8月	金洛泳「너자교육」	『太極學報』第1号
1906年8月1日	「養閭義疎人説」	『大韓毎日申報』
1906年8月2日	「女子教育会演説」	『萬歲報』
1906年10月5日	「一進会演説教育發達論」	『皇城新聞』
1906年10月27日	「婦人開会」	『皇城新聞』
1906年11月17日	「教育에의 意見」	『萬歲報』

1906年11月	沈宜性「論我教育界의 時急方針」	『大韓自強会月報』第5号
1907年1月	李鍾濬「教育論」	『大韓自強会月報』第7号
1907年1月	安秉璗「教育의 宗旨」	『西友』
1907年2月4日	廣告「慶尚南道東萊府首面私立貞靜義塾廣告」	『皇城新聞』
1907年2月	柳殖「教育學原理」	『大韓自強会月報』第8号
1907年6月	李東初「精神的教育의 必要」	『太極學報』第11号
1907年6月7~8日	李東初「國民精神的教育」	『萬歲報』
1907年7月	「苦学生情形」	『太極學報』第12号
1907年9月2日	雜報「坡郡縱覽所」	『皇城新聞』
1907年9月16日	雜報「再告湖西同胞」	『皇城新聞』
1907年10月11日	謙谷生「教育學序」	『大韓每日申報』
1907年12月	金壽哲訳「家庭教育法」	『太極學報』第16号
1907年12月18日	「學部官制」	『官報』
1908年1月28日	「學部分課規程」	『官報』
1908年5月	呂炳鉉「義務教育의 必要」	『大韓協会会報』第2号
1908年6月	中叟「有大奮發民族然後有大事業英雄」	『太極學報』第22号
1908年7月17日	「通俗教育의 必要」	『大韓每日申報』
1908年7月22日	雜報「自動人形」	『皇城新聞』
1908年12月	李承喬「實地教育의 學界上必要」	『西北学会月報』第7号
1909年2月5日	論說「根本的教育」	『皇城新聞』
1909年5月	李廣鍾「學典」	『畿湖興学会月報』第10号
1909年9月	金文演「家庭教育의 必要」	『大東学会月報』第20号
1909年9月4日	論說「早婚의 弊害及 痛論替」	『皇城新聞』
1909年10月	李得奉「我韓社會觀」	『大韓興學報』第6号
1909年10月28日	「女子教育에 対하여」	『大韓每日申報』
1909年12月	松南「因海山朴先生仍舊就新論 告我儒林同志」	『西北学会月報』第18号
1909年12月	春夢子「國民의 普通知識」	『西北学会月報』第18号
1910年5月26日	論說「理想的教育制의 考察」	『大韓每日申報』

注)「社会教育」「通俗教育」という用語が記述の中にみられるものを中心に収録した。

### 3. 韓国の通俗教育及び社会教育における日本の影響

通俗教育及び社会教育という用語は、日本独特の用語であり、韓国のそれも日本から影響を受けて導入されたものといえよう。まず、通俗教育についていえば、第1節で検討したように、1907年12月13日、学務局の業務として登場しており、その内実は民衆の新教育についての理解や向学心を高め、公立学校への就学を促そうとするものであったといえる。これは、明治20年代における日本の通俗教育においてもみられる特徴である。また韓国学部は、1908年7月2日、普通教育の普及発達を図るため、「学務委員規程準則」を制定し、観察使及び漢城府尹に対して学務委員規定を制定・実施するように以下のように

な訓令を出しているが、この学務委員制度は、日本においても明治 12 年教育令によって初めて設けられており、その主な活動は「就学督促に集中的に取り組」むことであった<sup>(49)</sup>。

### 学部訓令第 66 号

漢城府十三道

上地情況に依つて必要に応じ、普通学校所在地に学務委員を置き、普通教育が普及発達するように図ることは、今急務であるため、今回学務委員規定準則を左の如く定めた所以である。観察使及び漢城府尹はこの趣旨を深諒して適当に本準則に基づいて規程を制定し、並びに実施する期日を定めて、迅速に本大臣に報告するのが宜しい。

隆熙二年（1908 年一引用者）七月二日

学部大臣 李載崑

#### 学務委員規程準則

- 第一条 官公立普通学校所在地では必要に応じ、学務委員を置くことができる。
- 第二条 学務委員は官公立普通学校に関して左のような事項について府尹、郡守、校長を補佐し、又はその諮問に応じ、意見を陳述する。
- 一、入学の勧誘及び出席の督促に関する事
  - 二、設備に関する事
  - 三、その他普通教育奨励に関する事
- 第三条 学務委員数は官公立普通学校一校に対して七人以下と定める。
- 第四条 学務委員は観察使及び漢城府尹が嘱託する。
- 第五条 学務委員の任期は二個年とするが、但し補欠就任者の任期は前任者の余任期間とする。
- 第六条 学務委員は名誉職とする。
- 第七条 府尹或いは郡守が必要と認めた時又は校長の請求があった時は、学務委員会を開くことができる。
- 第八条 学務委員会には、府尹或いは郡守は会長となり、校長及び教監は参与することができる<sup>(50)</sup>。

上記の学務委員規定準則にみられるように、韓国の学務委員の主な業務も、「入学の勧誘及び出席の督促に関する事」について府尹や郡守、校長を補佐し、またはその諮問に応じて意見を陳述することとして日本のそれと類似していた。上記の学部訓令を受け、漢城府では、1908 年 10 月 21 日に、学務委員規程を定め、同年 11 月 1 日から施行するようになっていた<sup>(51)</sup>。

これまでの研究で明らかにしてきたように、韓国の社会教育・通俗教育における日本からの影響をうかがえる史料として、日本国内の雑誌が挙げられる。すなわち、日本の『教育報知』という教育雑誌によれば、「東邦協会」<sup>(52)</sup>ではすでに明治 20 年代後半から韓国の教育に注目し、研究していたとみられるが、1894 年、同会は、朝鮮教育に対する意見を伊澤修二、嘉納治五郎、岡倉由三郎、日下部三之介等のような「都下有力の教育家數十氏」

に求めており、その中には、『通俗教育論』の著者の庵地保も入っていた。そのうち、口下部三之介による、「朝鮮を如何にすべきや」「朝鮮国の政治改良は漸進を取るか將た急進を取るか」「朝鮮国の教育制度は補修すべきか將た建設すべきか」「朝鮮国に於ては教育上採用すべき文字及文章は如何にするや」「朝鮮国に於ける道徳は如何なる主義に依るべきか」

「朝鮮国に於ける学校教育と通俗教育との緩急如何」等の問題提起は<sup>(53)</sup>(傍点、引用者)、韓國の通俗教育における日本の影響力を考える上で、注目される部分と思われる。また、同年の9月29日付の『教育報知』にも、次の引用文のように、「朝鮮国」における社会教育の必要性を述べているところがみられる。

朝鮮国民を啓発するは、即ち朝鮮国を啓発するなり、秩序ある学校教育に依てその啓発の目的を遂くるは至当なりと雖是れ急速の間に望むへからざるなり、故に先づ社会的教育法に依て一般国民の志想を啓発し、然る後ち順次正式の手段に出つるを要す。何をか社会的教育法となす、曰く新聞雑誌、曰く講談、曰く図書、此等を彼の国人の理解し得るやう仕組みて一般の男女老幼を教育するの方法即ち之れなり。我れの事情に通せしめ、我れの隣誼を悟らしめ、而して後ち朝鮮国の万事に尽すを得べきなり<sup>(54)</sup>。(傍点、引用者)

また、『外交時報』には「韓国民に教育を与ふるとは、韓国民に幸なるよりも多く我國にとり幸なりとす。試に各国殖民史を繙て、其成功と失敗の分る所以を尋ねるに、主として其地在来の人民の文明と幸福とを念とすると否とによりて決するが如し。・・・時運の推移は韓国民をして或程度迄自ら事業を計営するに至るべき也。日本人が向後益々多く移住するに至らんか、学校教育の創設なきも、社会教育は自然に彼等の上に及ぶを禁すべからず。現に昨春この方、邦人の移住が韓人に与へたる教育は、良しや偏則の甚しき者にせよ、頗る大なる者あり。過去の経過により将来の推移を察知すれば、韓國教育の発達は遏止するを得ざるや火を喰るよりも瞭也」<sup>(55)</sup>(傍点、引用者) という一節がみられるが、これにおいても日本が韓国人の教育に与える影響が大きくなっていることがうかがえる。

当時日本は、自国においてのみならず、近代学校教育の制度さえほとんど普及されていなかった朝鮮における社会教育(通俗教育)の必要をも視野に入れていたと思われる。このような史実とともに、先述したように、「通俗教育」が韓國官制に登場するのは、1907年12月であり、またその時はすでに日本による政治干渉を受けていた時期として、韓國における通俗教育には、日本からの影響が大きかったと十分考えられる。そして、韓國の通俗教育は、以上のような活動形態においてだけでなく、その登場する時期においても日本との深い関わりがみられる。韓國学部の学務局の業務として「通俗教育に関する事項」が、日本による統監政治が始まってから設置された点を鑑みれば、日本の初期段階の通俗教育が導入され、韓國で実施された可能性が高いと考えられる。つまり、大韓帝国末期、

学務局の業務として通俗教育が登場した時期は、統監政治が始まってから約2年が経った時点であり、また、当時、韓国の教育政策の立案における実権が、ほとんど日本人官僚にあったことなどからも、通俗教育における日本の影響の可能性を推測することができよう。

一方、社会教育に関しては、学会の機関誌や新聞において日本からの影響がみられる要素がいくつもある。まず、韓国において最も早く「社会教育」という概念を使ったのが、大韓自強会の日本人顧問であった大垣丈夫であり、大韓帝国末期、日本人顧問あるいは賛成員をおいた団体は、「大韓自強会」の後身である「大韓協会」（賛成員：大垣丈夫、志賀祐五郎）と、「大同社」（顧問：入佐清静、高橋久司）、「大韓実業会」（顧問：高橋章之助、大垣丈夫）、「経済研究会」（顧問：日戸勝郎）等で、政治、社会、教育、実業の各団体に日本人が顧問あるいは賛成員として活動していたのである<sup>(56)</sup>。

第二に、日本の書籍を翻訳したものの中に、教育の3分類法、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育の分類法が学会の機関誌に掲載されていた。例えば、利根川與作の『家庭教育法』が、金壽哲によって翻訳され、『太極学報』の第16号（1907.12）から終刊号（1908.12）までに亘ってほとんど毎月掲載されていた。また出典は正確にわからないが、柳瑠が訳した「教育学原理」（『大韓自強会月報』第8号、1907年1月）においても、教育の形式を学校教育、社会教育、家庭教育に分類している。これらの教育3分類法は、学会の機関誌だけではなく、当時の新聞にも多くみられる。

第三に、学会の中には、在日韓国人留学生が日本で組織した太極学会、大韓留学生会、大韓学会、大韓興学会等があり、これらの機関誌においては、国内における他の学会より比較的早く「社会教育」に関する論説が登場している。例えば、太極学会においては、第2節で紹介した蔡奎丙の「社会教育」という論文の他にも、次のように社会教育の重要性を切実に論じているものがある。

東京留学生界で内國（韓国—引用者）に一新聞社を創立するために発起したが、留学生界で集めた義捐金額が七千余圓である。該発起趣旨書が左（下記—引用者）の如きである。眞理は多言の説明を待たない。教育が盛んであれば、国が興り、教育が衰退すれば、国が滅亡するということは、世界人類の共通理想であり、我が韓民族の時代精神である。しかし、一定の目的を達成するには一定の方針が必要である。国民教育論を主唱し、相当の方針を立てなければ、是は空想に過ぎず、我々は猛省しなければならないのである。大凡教育には三つあるが、このうち一つを欠けると完全な教育とは言い難いが、今日の我が韓国教育界の情形を深察すると国民の知識程度と生活境遇と学齢超高、その他一般事情によって順序的教育を受けられない者が多数居る。これらの国民に対して社会教育が最も緊急で、必要なものであるということは、明らかである。社会教育は相当な時間を要するので、図書館を使うのも可能で、講演会もよいが、比較的範囲が広大で、方針が便宜なものは新聞ほどよいものはない。・・・今日の我が韓国は準備時代であり、教育時代である。英雄豪傑も教育界に要求せざるを得ず、忠臣烈士も教育界に期待せざるを得ない。それ故、教育家の責任が重く、かつ大きい。そこで、本人等が祖国に対する義務を忘れることができなくて、学生の身分で浅見博識にもかかわらず、新聞社発起会を組織し、若干義捐金を募集して社会に公布する次第である。有志君子の皆は一面に賛成し、一面に指導して万能の一でも社会教育の目的を達成させることを切望する<sup>(57)</sup>。

このような留学生による学会は、韓国内の学会や新聞社などと交流および情報交換をしており、韓国内に地方支会を設立していた学会もある<sup>(58)</sup>。また日本に組織された「太極学会」の賛成員には、韓国内の「大韓自強会」の評議員の尹孝定と「西北学会」の朴殷植や李甲などが入っているなど<sup>(59)</sup>、これらの当時の学会間の関係からも社会教育における日本からの影響は充分に推察することができよう。

### おわりに

本研究は、筆者がこれまで行ってきた研究を補足するものである。とくに、通俗教育の場合は、関連史料が少なく、その内実の究明が難しかった。そこで、通俗教育に関する史料発掘のため、大韓帝国期の『官報』及び『大韓帝国政策史資料集』等を検討したが、有意義な史料はあまりみあたらなかった。しかし、当時、普通教育の普及、つまり普通学校への入学督励のために学務委員制度がつくられており、またそれは日本の学務委員制度に類似していた点などは新たな発見といえよう。また、これまで筆者は、1907年12月13日に「通俗教育に関する事項」が学務局の業務として登場してから、1909年1月1日に学務局の組織改編が行われ、通俗教育は第1課で管掌したと主張してきたが、実際はそれ以前にもう一回の組織改編があり、1908年1月から1年間は通俗教育が第2課で管掌されていたことを明らかにすことができた。

社会教育に関しては、その検討対象を学会の機関誌にとどまらず、新聞や雑誌にまで広げ、当時の代表的な新聞においても「社会教育」に関する言説が登場していたことを明らかにした。新聞に掲載された社会教育関連の記事における社会教育のとらえ方やその目的は、学会のそれとほぼ同様であった。新聞に関わっていた者の多くが、学会にも関わっていた場合が多いものの、新聞は学会の機関誌より民衆に広く読まれるものとして、その意義は大きいと思われる。

今回の再考査においては、「通俗教育」は開化知識人たちによってはあまり使われておらず、また行政文書においても「社会教育」という用語の登場は皆無であったことが再確認された。なお、通俗教育及び社会教育それぞれにおける日本からの影響がみられる追加史料を発掘したことも、本研究の成果といえよう。

### 【追記】

本論文は、科学研究費補助金（若手研究(B)、平成20～21年度）「近代韓国における通俗教育の導入と展開に関する研究」による研究成果の一部である。

### 〔註〕

(1) 挿著『韓国社会教育の起源と展開—大韓帝国末期から植民地時代までを中心に—』大学教育出版、2008年。

(2) 朝鮮王朝は、1897年に国号を「大韓帝国」と替え、近代国家としての一歩を踏み出した。この大韓帝国の樹立から1910年の「日韓併合」以前までの時期を大韓帝国期という。

この論文において多く使われる「大韓帝国末期」は、1905年の第2次「日韓協約」の締結以後、1906年2月に統監府が設置され、日本による統監政治が始まった時から、1910年の「日韓併合」にいたるまでの時期、いわゆる「統監府時代」をいう。

(3) 抽著、前掲書。

(4) 1905年から1910年まで日本が京城(ソウル)に設置した、統監を長官とする韓国支配機関。

(5) 井上薰「日本帝国主義の朝鮮における植民地教育体制形成と日本語普及政策—韓国統監府時代の日本語教育を通じた官吏登用と日本人配置—」『北海道大学教育学部紀要』第58号、1992年、pp.173~176。

(6) 学部『韓國教育』1909年、pp.3~4；学部『韓國教育ノ現状』1910、p.31。

(7) 学部、前掲書、1909年、pp.4~5；「借款ノ支途」『東亜同文会報告』1906年4月26日付（近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事—』第4巻、第一部韓国の部(4)、龍溪書舎、1999年、p.403に所収）。

(8) 学部、前掲書、1909年、p.10。

(9) 朝鮮總督府『朝鮮ノ保護及併合』1918年、p.378。

(10) 「甲午改革」は1894年6月から1896年2月までの間、「東道西器系」開化派と親日開化派知識人等で構成された甲午政権によって、政治・経済・教育等の社会全般にわたって近代制度がつくられた一連の改革運動をいう。甲午改革は日本の厳しい内政干渉と韓国人の反発の中で2年ももたないまま、幕を下ろしたが、その後の韓国における近代国家の建設運動に重要な位置を占めるようになる。

(11) 内閣法制局官報課『官報』1907年12月18日。

(12) 宮坂広作「明治期における社会教育概念の成立過程—社会教育イデオロギーの原形態—」『教育学研究』第33巻第4号、1966年、pp.14~15。

(13) 1872年文部省が設立した書籍館は1880年に東京図書館に解消され、1897年の帝国図書館令の制定と1899年の図書館令の公布などを経ながら定着していった。博物館は創設直後の文部省に博物局が設置されるのを始めとして、その後文部省および内務省所管の2系通の博物館が存在し、内務省所管の博物館は統いて農商務省、官内省へ移管されていった。文部省『学制百二十年史』ぎょうせい、1993年、pp.49~50。

(14) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』7(1)、1974年、pp.381~382。

(15) 庵地保『通俗教育論』金港堂、1885年、p.3。

(16) 吉村寅太郎「通俗教育論序」、同上書、pp.6~7。

(17) 国民教育研究所、前掲書、pp.382~383。

(18) 同上書、pp.383；文部省『学制百二十年史』ぎょうせい、1993年、p.51。

(19) 高橋濱吉『朝鮮教育史考』帝国地方行政学会朝鮮本部、1927年、p.200。

(20) 同上書、pp.197~200。

(21) 学部、前掲書、1909年、pp.10~11。

(22) 同上書、p.11。

(23) 古川宣子「朝鮮における普通学校の定着過程—1910年代を中心に—」教育史学会『日本の教育史学』第38集、1995年、p.175（初出：学部『第二回官公立普通学校教監会議要録』1908年、p.21および付録のp.15）。

(24) 同上論文、pp.48~54。

(25) 学部、前掲書、1910年、p.27。

(26) 同上書、pp.23~25。

(27) 俵孫一「韓國教育の状況(下)」『朝鮮』1908年4月1日付（近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事—』第5巻、第一部韓国の部(5)、龍溪書舎、1999年、p.274に所収）。

- 
- (28) 「梅校의 学父兄会」『皇城新聞』1909年12月21日付。
- (29) 「經校学父兄会」『皇城新聞』1910年3月20日付。
- (30) 「學績展覽」『皇城新聞』1909年11月10日付；「三校展覽會」『皇城新聞』1909年11月13日付；「成績展覽會盛況」『皇城新聞』1909年11月14日付。
- (31) 学部、前掲書、1910年、p.26。
- (32) 孫仁鉉『韓國開化教育研究』一志社、1980年、p.118。
- (33) 조창현「旧韓末学会의 教育活動에 관한 研究」延世大学校教育大学院修士学位論文、1983年、p.27。
- (34) 大韓帝国末期の各種学会の機関誌における社会教育の導入及びその内実についての研究は、前掲の拙著第1章をご参照いただきたい。
- (35) 『萬歲報』は大韓帝国末期天道教が発行していた日刊紙として、創刊号から漢字のわからない民衆のために漢字の横にハングルのルビを付けるなど、民衆の教育のために努めた新聞である。
- (36) 「一進会演説教育發達論」『皇城新聞』1906年10月5日付。
- (37) 広告「慶尚南道東萊府首面私立貞靜義塾廣告」『皇城新聞』1907年2月4日付。
- (38) 「根本的教育」『皇城新聞』1909年2月5日付。
- (39) 「教育에의意見」『萬歲報』1906年11月17日付；李東初「国民精神的教育」『萬歲報』1907年6月7日付；謙谷生「教育序」『大韓每日申報』1907年10月11日付；「女子教育에 对하야」『大韓每日申報』1909年10月28日付。
- (40) 「根本的教育」『皇城新聞』1909年2月5日付。
- (41) 尹益善「国家と教育」『法政学界』1909年4月。
- (42) 論説「通俗教育의 必要」『大韓每日申報』1908年7月7日付。
- (43) 「女子教育에 对하야」『大韓每日申報』1909年10月28日付。
- (44) 論説「理想的教育制의 考案」『大韓每日申報』1910年5月26日付。
- (45) 「婦人開會」『皇城新聞』1906年10月27日付。
- (46) 「教育에의 意見」『萬歲報』1906年11月17日付。
- (47) 大垣丈夫「教育의 効果」『皇城新聞』1906年5月24日付。
- (48) 「社会教育熱心」『大韓每日申報』1906年5月30日付。
- (49) 谷雅滯「教育令(明治12年)期の学務委員制度に関する研究」『東京大学教育学部紀要』第28巻、1988年、p.377、p.385。
- (50) 内閣法制局官報課『官報』第4115号、1908年7月2日付。
- (51) 内閣法制局官報課『官報』第4207号、1908年10月21日付。
- (52) 東邦協会は、1891年に、副島種臣を中心とした団体で、主として「東洋諸邦及び南洋諸島に関する講究」を事業目的とし、報告を公刊し講談会を開いて、講究の結果を世人に示した団体である。ところが、この団体では、当時の有力な政治家や学者などが会員として活動していたが、そのなかには、伊藤博文、日賀田種太郎、斎藤実、宇垣一成、水野鍊太郎など、以後韓国の侵略に深く関わった人物が多く、そして1894年の甲午改革をリードした朴泳孝や金允植も所属していた。安岡照男「東邦協会についての基礎的研究」法政大学文学部『法政大学文学部紀要』第22号、1976年、pp.61~98参照。
- (53) 「東邦協会と朝鮮教育」『教育報知』1894年8月25日付(近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識・資料篇—明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事』第1巻、第一部韓国の部(1)、龍溪書舎、1999年、pp.264~265に所収)。
- (54) 「朝鮮国を啓発するには先づ社会的教育法に依らざるへからず。」『教育報知』1894年9月29日付(同上書、p.275に所収)。
- (55) 松宮春一郎「韓國教育の現在及将来(上)」『外交時報』1905年7月。
- (56) 池川英勝「大韓帝国末期各団体にみられる日本人顧問について—佐伯剛平一」朝鮮学会『朝鮮学報』第158輯、1996年1月、p.35、p.113。

---

(57) 「苦学生情形」『太極學報』第 12 号、1907 年 7 月。

(58) 太極學會「特別緊急廣告」、「皇城新聞」1907 年 1 月 28 日付；『大韓自強會月報』第 9 号、1907 年 3 月、p.45；「雜報 大韓自強會會長尹致昊氏寄函」太極學會『太極學報』第 4 号、1906 年 11 月、p.51~52。

(59) 『太極學報』第 4 号、1906 年 11 月、p.54。